

主な二国間協議及び現地調査(平成16年度)

| 対象品目 (検査命令項目等) | 二国間協議 | 現地調査等 実施年月 |
|---------------------------|--|---------------|
| カナダ産牛肉 (BSE) | 平成15年5月から協議開始。協議継続中。 | 平成16年11月 |
| ブラジル産生鮮コーヒー豆 (ジクロルボス) | 平成15年5月から協議開始。平成22年1月、ブラジル政府からの残留農薬管理対策についての報告及びこれまでの検査実績を踏まえ、検査命令を解除。 | - |
| コロンビア産生鮮コーヒー豆 (ジクロルボス) | 平成15年10月から協議開始。平成16年11月、コロンビア政府が発行するジクロルボスの輸出前検査結果証明書をもって検査命令の対象から除外。平成18年5月、コロンビア政府による再発防止対策及び輸入時検査の実績を踏まえ、検査命令を解除。 | - |
| 台湾産養殖鰻 (スルファジミン) | 平成15年11月から協議開始。平成16年8月、動物用医薬品残留対策が講じられたことから、台湾当局が発行する輸出証明書をもって検査命令の対象から除外。 | 平成16年7月 |
| 米国産牛肉 (BSE) | 平成15年12月から協議開始。協議継続中。 | 平成16年6月、11月 |
| 韓国産二枚貝 (麻痺性貝毒) | 平成16年2月から協議開始。同年9月、貝毒に汚染されていない海域として韓国政府が発行する原産地証明書添付をもって検査命令の対象から除外。 | 平成16年8月 |
| ベネズエラ産生鮮カカオ豆 (ジクロルボス) | 平成16年7月から協議開始。平成19年4月、これまでの検査実績を踏まえ、命令検査を解除。 | - |
| 韓国産カキ (赤痢菌) | 平成16年7月から協議開始、衛生管理システムの実施状況確認のため、現地調査を実施。平成15年1月、特定の工場で加工処理され、韓国国立水産物品質検査院長が発行する原産地証明の添付、され、かつ、国立水産物品質検査院の検査により赤痢菌が陰性であることが確認されたものについては輸入受け入れ開始。 | 平成16年11月 |
| 南アフリカ産リンゴジュース (パツリン) | 平成16年9月から協議開始。平成22年4月、これまでの検査実績を踏まえ、検査命令を解除。 | - |
| 韓国産ヒラメ (エンロフロキサシン) | 平成16年11月から協議開始。平成16年12月、動物用医薬品対策が講じられた韓国政府登録養殖業者について、政府が発行するエンロフロキサシンの輸出前検査証明書をもって検査命令の対象から除外。 | - |
| フィリピン産マンゴー (クロルピリホス) | 平成16年10月から協議開始。平成17年4月、農薬管理体制が講じられたフィリピン政府登録輸出業者について、政府が発行するクロルピリホスの輸出前検査証明書をもって、検査命令の対象から除外。 | 平成17年2月 |
| タイ産マンゴー (クロルピリホス) | 平成17年1月から協議開始。平成17年4月、農薬管理対策が講じられたタイ政府登録輸出業者について、政府が発行するクロルピリホスの輸出前検査証明書をもって検査命令の対象から除外。 | 平成17年3月 |